

# 9 / 9 (金) の発表

報道発表資料の配付日時 9月9日(金) 16時30分

発表項目	新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて		
記者レクチャー のお知らせ		発表者	
		発表場所	
概要	<p>標記について、添付のとおり資料提供します。</p> <p>※北海道ホームページ『ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について』もご参照ください</p> <p><a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html</a></p>		

報道(取材) に当たって のお願い	広く住民の皆様に周知願います。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室(北海道稚内保健所) 企画総務課長 齊藤 博美 TEL ダイヤルイン 0162-33-2975 (内線3600)		
-------------	---------------------------------------------------------------------------------	--	--

# 自宅療養者の療養期間

**症状**

これまで

9/7から

症状軽快後72時間経過

症状軽快後24時間経過

あり

10日間 ▶

7日間

なし

7日間 ▶

5日目検査で陰性確認

5日間

検査しない場合は7日間

▶有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、**検温**、**高齢者等との接触**や**会食**を避ける、**マスクの着用**など、**感染予防行動**を徹底

※現に入院している場合と高齢者施設等の入所者は、変更無し(発症日から10日間、かつ症状軽快後72時間経過)

# 療養期間中の外出

症状軽快から24時間後  
又は 無症状の場合

食料品等の買物など

必要最小限の**外出可**

▶ 外出時や人と接する際は短時間、必ずマスクを着用、公共交通機関を使わないなど、**感染予防行動**の徹底が前提

# 〈参考〉

# 国における療養期間等の見直しについて

## (1) 療養期間

		改正前	改正後※1
有症状者	入院以外※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>発症日から10日間経過、かつ症状軽快後72時間経過（11日目に解除）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発症日から<b>7日間</b>経過、かつ症状軽快後<b>24時間</b>経過（8日目に解除）</li> </ul>
	入院者※3		
無症状者		<ul style="list-style-type: none"> <li>検体採取から7日間経過（8日目に解除）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検体採取から7日間経過（8日目に解除）</li> <li><b>5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合、5日間経過後（6日目）に解除可能とする</b></li> </ul>

※1 有症状者は10日間、無症状者は7日間が経過するまでは、検温等、自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底。

※2 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※3 高齢者施設に入所している者を含む。

## (2) 陽性者の外出

有症状の場合で <b>症状軽快から24時間経過後</b>	マスク着用などの感染予防行動の徹底を前提に、 <b>食料品等の買い出しなど、必要最小限の外出</b> を行うことは差し支えない（公共交通機関は使わない）
無症状の場合	

## (3) 適用日

令和4年9月7日